

次のとおり物品購入について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項および函館市病院局契約規程（平成 18 年函館市病院局規程第 23 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 6 年 9 月 24 日

函館市公営企業管理者

病院局長 氏 家 良 人

1 一般競争入札（事前審査型）に付する事項

- (1) 件 名 吸引器 1 式
- (2) 仕 様 等 設計図書による
- (3) 納入場所 設計図書による
- (4) 納入期限 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当していること。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、物品供給（医療器具・薬品）の業種に登録されていること。
- (2) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）による指名停止を、当該物品に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (3) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を、当該物品に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。
- (4) 当該物品の入札に参加する時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者で

ないこと。

- (5) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成25年4月1日施行）による入札参加制限に、当該物品に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。
- (6) 函館市競争入札参加有資格者として、市内本店および市内支店に登録されている者であること。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に基づく医療機器の販売業の許可を受けた者であること。

3 入札参加資格の認定申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、アに掲げる書類を条件付き一般競争入札参加資格審査申請書に添付し、イに定めるところにより、持参により公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

ア 認定申請書類

- (ア) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し
- (イ) 医療機器メーカー等が発行する、販売店・代理店・特約店等の証明書
- (ウ) 開札の結果、落札に至らない場合は再度入札を行うので、その場合の連絡先や担当者名が記載されたもの（書式は、自由）

イ 申請の期間および申請書の提出先

- (ア) 申請期間 令和6年9月24日から令和6年10月4日まで
- (イ) 申請書の提出先 函館市港町1丁目10番地1号 函館市病院局管理部経理課調度係（電話番号 0138-43-2000）

- (2) 審査結果は、申請期間終了後3日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に申請者に通知する。
- (3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより管理者に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内

イ 提出場所 函館市病院局管理部経理課調度係

ウ その他 書面（様式は、自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は、認めない。

(4) 管理者は、前号の説明を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

4 契約条項を示す場所

函館市港町1丁目10番地1号 函館市病院局管理部経理課調度係
（電話番号 0138-43-2000）

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

(1) 政令第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

(2) 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

(4) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 入札に参加しようとする者は、設計図書等閲覧申請書を提出することにより次に定めるところにより、設計図書等を閲覧することができる。

ア 閲覧期間

令和6年9月24日から令和6年10月17日まで

イ 提出先および閲覧場所 函館市病院局管理部経理課調度係

(2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は閲覧期間中、電子データ

により函館市病院局ホームページに掲載する。

(3) 前号に定める設計図書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、函館市病院局管理部経理課調度係執務室内に掲示する。

(4) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより次に定めるところにより、設計図書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 令和6年9月24日から令和6年10月9日まで

イ 提出先 函館市病院局管理部経理課調度係

ウ 提出方法 持参による。

(5) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札日の前日まで函館市病院局管理部経理課調度係において閲覧に供する。

7 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として函館市病院局管理部経理課調度係あてに郵送する方法により行わなければならない。

8 入札の辞退

入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届を提出しなければならない。

9 開札の立会い

開札は、入札の終了後、函館市病院局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき、入札者の立会いのもと行う。

10 入札執行（開札）の日時および場所

(1) 日時 令和6年10月18日 午後3時

(2) 場所 函館市港町1丁目10番地1号 函館市病院局 精神棟2階第2会議室

11 入札保証金

入札保証金は、免除する。

12 落札者の決定方法

函館市病院局契約規程（平成18年函館市病院局規程第23号）第

13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札

(2) 7に規定する入札の方法以外の方法による入札

14 入札の失格

入札参加資格の認定を受けた者がした入札で、入札執行の際に函館市病院局管理部経理課調度係へ到達しなかった場合は失格とする。

15 入札にかかる問合せ先

函館市病院局管理部経理課調度係（0138-43-2000）

16 その他

詳細は、入札説明書および入札心得による。